

**上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の
売買に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案の概要**

- 1 役員又は主要株主の売買報告書の提出を要しない場合として規定されている銀行等保有株式取得機構による上場会社等の株券の買付けに、発行会社（特別株式買取りにより機構に株式を売却した銀行等と相互にその発行する株式を保有する関係にある銀行等以外の会社）からの株式の買取りを行った場合を加える。
- 2 この内閣府令は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 176 号）の施行の日から施行する。